

平成 31 年 2 月 13 日

## 三重県における森林環境譲与税（仮称）活用についての基本的な考え方

### 1 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税（仮称）（以下、「(仮称) 省略」）を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

### 2 森林環境譲与税創設の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

### 3 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

・市町は、

① 森林の整備に関する施策

② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

・県は、

① 市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策

② 市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策

③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下の点に留意するものとします。

#### (1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

#### (2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

#### (3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

#### (4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり（「県民全体で森林を支える社会づくり」）に必要な経費に活用することとしており、

「災害に強い森林づくり」として、

- ・ 流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備
- ・ 人家裏や通学路沿いなど集落周辺における危険木の除去 等

「県民全体で森林を支える社会づくり」として、

・森林環境教育・木育に携わる人材の育成、学校等における取組の推進  
・県民の森林への理解を深めるための学びの場づくり 等  
を実施することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

① 森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。

② 人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。

③ 普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。

④ 木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

#### **（5）森林環境譲与税の基金としての積み立て**

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てること

により、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。(ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。)

#### 4 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

##### (1) 林業経営に適さない森林の整備

###### ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備(市町村森林経営管理事業)

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業体等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注<sup>1</sup> 伐採跡地(造林未済地を含む)における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注<sup>2</sup> 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきであります。市町の判断で人工林よりも天然林(広葉樹林)の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注<sup>3</sup> 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の用途としては適さないとはいえますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注<sup>4</sup> 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

##### イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します(調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施)
- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班(例えば、林班内の人工林率50%以上等)であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、

持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

#### ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

#### エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

#### オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

### （2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

### (3) 普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

### (4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

- ・単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

#### ①「木育」を実施する施設の整備

(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)

#### ②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備

(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等)

#### ③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備

(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等)

など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

### ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

- ・森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

## **(5) 市町の体制の強化**

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

### **ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用**

- ・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費

### **イ 対象業務の委託**

- ・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費

### **ウ 新たな組織の設立**

- ・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。

そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。